

「京銀でんさいサービスご利用規定 新旧対照表」

現行	改定後
第14条（個人である利用者の死亡） （１）～（２）＜略＞ （３）前項の届出にあたっては、<u>当該利用者名義（口座開設名義は当行所定の方式に従うものとします。）で届出相続人が管理する普通預金口座を取引店に開設し、決済口座に指定するものとします。</u> （４）＜略＞	第14条（個人である利用者の死亡） （１）～（２）＜略、現行通り＞ （３）前項の届出にあたっては、<u>当該利用者の取引店における、届出相続人名義の普通預金口座または当座預金口座を決済口座に指定するものとします。</u> （４）＜略、現行通り＞
第30条（債務者の決済口座からの引き落とし等） （１）～（２）＜略＞ （３）当行が業務規程第41条に規定する決済情報の通知を受けた場合には、業務規程細則第39条第2項の規定によるほか、次の各号の規定に従い、支払期日に債務者の決済口座から支払うべき金額を引落とし、債権者の窓口金融機関に対し、振込通知を発信します。 ①＜略＞ ②当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、<u>債務者から小切手の振出し、または普通預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、当行所定の方法で引き落としをします。</u> ③＜略＞ （４）～（５）＜略＞	第30条（債務者の決済口座からの引き落とし等） （１）～（２）＜略、現行通り＞ （３）当行が業務規程第41条に規定する決済情報の通知を受けた場合には、業務規程細則第39条第2項の規定によるほか、次の各号の規定に従い、支払期日に債務者の決済口座から支払うべき金額を引落とし、債権者の窓口金融機関に対し、振込通知を発信します。 ①＜略、現行通り＞ ②当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、<u>債務者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、当行所定の方法で引き落としをします。</u> ③＜略、現行通り＞ （４）～（５）＜略、現行通り＞
第46条（手数料の支払方法） （１）利用者は、前条の手数料を第9条に規定する手数料引落口座から、当行所定の日に預金口座振替の方法により支払うものとします。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、<u>利用者から小切手の振出し、または普通預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、当行所定の方法で引き落としをします。</u> （２）～（３）＜略＞	第46条（手数料の支払方法） （１）利用者は、前条の手数料を第9条に規定する手数料引落口座から、当行所定の日に預金口座振替の方法により支払うものとします。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、<u>利用者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、当行所定の方法で引き落としをします。</u> （２）～（３）＜略、現行通り＞
(2025 年 12 月 15 日現在)	(2026 年 10 月 1 日現在)